

施設課カラーデジタル複合機賃貸借及び保守業務契約書

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、カラーデジタル複合機（以下「複合機」という。）の賃貸借及び保守について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 本契約は、別紙仕様書に基づき乙が甲に複合機を賃貸し、常時正常な状態で稼動するよう保守し、甲の使用に供することを目的とする。

（契約期間）

第 2 条 契約期間は、令和 8 年 6 月 1 日より令和 13 年 5 月 31 日までとする。

（契約物件及び設置場所）

第 3 条 契約物件及び設置場所は別表 1 のとおりとする。

（賃貸借料金）

第 4 条 契約期間中の賃貸借料金は、別表 2 のとおりとする。

（複写料金及び保守料金）

第 5 条 甲が乙に支払う複写料金は、別表 3 の複写料金表により計算した額とする。但し、保守料金は複写料金に含めるものとする。また、使用枚数は総複写枚数からテスト複写枚数及び不良複写枚数を差し引いたものとする。

2 複写料金の計算期間は月の初日から末日までとする。

（賃貸借料金及び複写料金の請求）

第 6 条 乙は、毎月末に甲の確認を受けて、賃貸借料金及び複写料金を算出し、その総額に消費税及び地方消費税相当額を上乗せした金額を甲に請求するものとする。この場合、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

（賃貸借料金及び複写料金の支払）

第 7 条 甲は、乙から前条の規定による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して 30 日以内に当該請求額を乙に支払うものとする。

2 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前項の支払いを遅延した場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。但し、乙が代金の受理を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は、約定期間に参入しない。

- 3 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(複合機の保守)

第8条 乙は、複合機を甲が常時正常な状態で使用できるように社員を設置場所に派遣して点検調整を行う。

- 2 複合機が故障した場合は、甲の要請により、乙は速やかに社員を派遣して修理し、正常な状態に回復させなければならない。また、保守対応時間は、原則として平日午前9時から午後5時までとする。但し、緊急時においては、双方協議の上、可能な範囲内での保守対応を検討することとする。
- 3 修理が2週間以上の長期に及ぶ場合は、代替機を設置すること。
- 4 複合機の修理及び取付工事に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(部品及び消耗品の供給)

第9条 複合機に必要な部品(ドラム等)は、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙がコピー品質維持のために必要と認めたときに、乙の負担によってこれを取替えるものとする。

- 2 複合機に必要な消耗品(トナー等)については、乙の点検又は甲の請求に基づき、乙が予備手持量の不足を認めたときに、乙の負担によって当該消耗品を甲に供給するものとする。但し、コピー用紙は除くものとする。

(複合機の移動)

第10条 甲は、第3条で定めた所定の設置場所を変更する場合は、予め乙に通知するものとする。この場合、複合機の移動は乙が行い、移動に要した費用は、甲の負担とする。

(保険)

第11条 乙は、乙の費用で複合機に動産総合保険を付保するものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、甲が故意又は重過失によって複合機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に請求することができる。

- 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(秘密の保持)

第13条 乙は、複合機の管理及び保守の実施の際に知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。この契約が満了した後も同様とする。

(契約の解除)

第 14 条 次の各号に該当する場合は、文書をもって催告を行ったのち、この契約を解除することができる。

- (1) 甲又は乙が本契約を履行しないとき、又は履行しない恐れがある場合。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により、本契約を履行することができなくなった場合。
- (3) 乙、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(特約事項)

第 15 条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条の長期継続契約であるため、この契約の締結日に属する年度の翌年度以降において、当該契約にかかる甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更または解除することができる。

(複合機及び消耗品の返還)

第 16 条 契約期間の終了又は、第 14 条及び前条により本契約が解除された場合、甲は複合機及び消耗品を速やかに返還しなければならない。

- 2 前項による複合機の返還に係る費用は、乙の負担とする。
- 3 乙は複合機を引き取る際、複合機に含まれた情報を完全に消去しなければならない。

(合意管轄)

第 17 条 本契約にかかる訴訟は、甲の本庁所在地を管轄する裁判所を専属的な合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上これを定めるものとする。

この契約を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。(以下余白)

令和 8年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚 印

乙

印

【別表 1】 契約複合機及び設置場所（第 3 条関係）

設 置 場 所		機 種
施 設 名	所 在 地	
那覇市教育委員会 施設課	那覇市泉崎1丁目1番1号	

【別表 2】 賃貸借料金（第 4 条関係）

年度	月数	支払金額（消費税及び地方消費税込み）	
令和 8 年度（2026 年度）	10	月額	円（年額 円）
令和 9 年度（2027 年度）	12	月額	円（年額 円）
令和 10 年度（2028 年度）	12	月額	円（年額 円）
令和 11 年度（2029 年度）	12	月額	円（年額 円）
令和 12 年度（2030 年度）	12	月額	円（年額 円）
令和 13 年度（2031 年度）	2	月額	円（年額 円）
計	60	計	円

※この料金には消費税が含まれていないので、実際の請求額は合計額に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

【別表 3】 複写料金表（第 5 条関係）

複写料金（月額）	枚数	単価	備考
モノクロ	枚～ 枚		トナー含む。 用紙含まず。
	枚～ 枚		
	枚以上		
カラー	枚～ 枚		
	枚～ 枚		
	枚以上		

※この料金には消費税が含まれていないので、実際の請求額は合計額に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。